

計画作成の背景

町では今後、少子高齢化社会に対応して、人口減少に備えた新たなまちづくりに取り組んでいきます。そのために、住民が過度に車を利用することなく生活できる市街地の形成に取り組むこととしています。

具体的には、町の中心市街地や地域拠点に一定の人口密度を維持する区域として「居住誘導区域」を設定。さらに区域内に、医療、福祉、商業などの生活利便施設を誘導・集約する「都市機能誘導区域」を設定します。

併せて、中心市街地や周辺地域を地域公共交通網でネットワークする多極連携型(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)のまちづくりに取り組みます。

2月に、その取り組みの基礎となる区域や施設を設定した「益城町立地適正化計画」を作成しました。今後、この計画を基に、さまざまな誘導施策を展開します。

なお、計画は、3月31日(木)から運用を開始します。



区域設定の考え方

人口密度を維持し地域を支える「居住誘導区域」

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、人の住まいを集める区域を設定することで、住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

区域は、現況市街地を分析した「居住に適した区域」を基本に設定します。なお、災害リスク分析による「災害リスクが高い地域」や「工業系土地利用の地域」は、「居住に適さない区域」として除外します。

日常生活を便利にする「都市機能誘導区域」

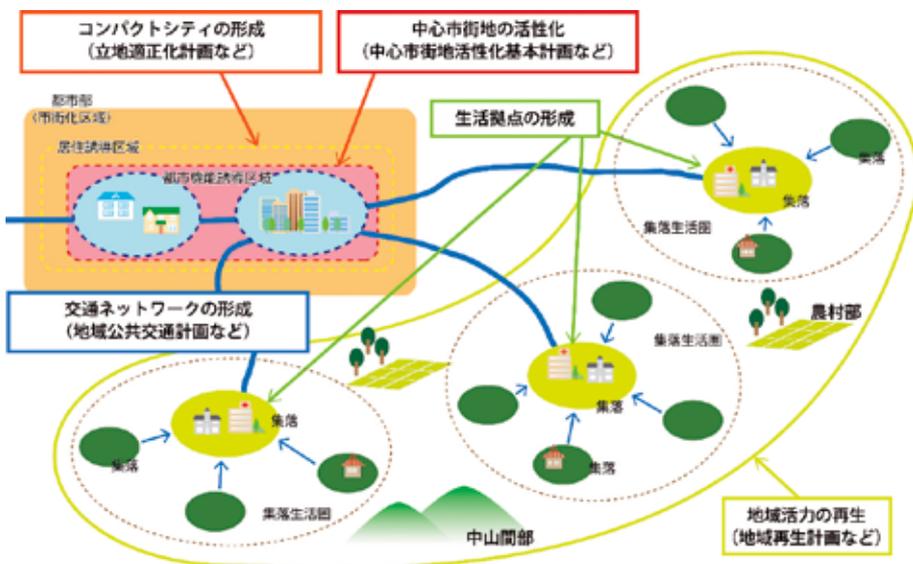
生活サービス提供の拠点として、病院や福祉施設、保育園や店舗などを集める区域を設定することで、都市機能を集積し、便利で生活しやすいまちづくりを目指します。

区域は、都市構造や都市間連携軸の形成に重要な、木山都市拠点、惣領地域拠点、小峯・広崎・安永生活拠点に設定します。

誘導区域外での居住の考え方

この計画は、居住を長期にわたって緩やかに誘導するもので、居住自体を規制するものではありません。区域外には、豊かな自然に囲まれた田園生活など多様な居住ニーズがありますので、ライフスタイルに合わせた居住が可能です。

益城町立地適正化計画イメージ図



問 都市計画課 都市計画係 ☎ 286 - 3340

届出制度が始まります

町が情報を把握するため、誘導施設や一定規模以上の住宅開発の立地について、事前の届け出が必要となります(工事の着手または施設を休止、廃止しようとする日の30日前まで)。

- ①都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築など
 - ②都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止
 - ③居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築など
- ※詳しくは、町ホームページでご確認ください。